

グリーンツーリズム推進事業実施基準

第1 趣旨

グリーンツーリズム推進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条に規定する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

第2 事業実施地域の採択基準

- (1) 推進地域を設定し、地域リーダーの発掘と育成を図ること。
- (2) グリーンツーリズム実践者の集団化を図り、推進協議会の設立をめざすこと。
- (3) 交流施設は観光客受入れのための拠点とすること。
- (4) 市民農園は耕作放棄地等を活用すること。
- (5) 農林家民泊は、団体旅行の受入が可能な目標とすること。
- (6) グリーンツーリズム等のワンストップ窓口を整備すること。

第3 補助事業における採択基準

- (1) 農林家民泊
 - ア 和歌山県農家民泊施設等認定要綱（平成18年5月25日制定）に基づき認定を受けた農林家民泊開設者に限る。
 - イ 事業完了年度から5年以内に旅館業法に基づく営業許可を受けること。
- (2) 観光農園・交流施設
 - ア 直売所、加工施設、飲食施設で食品衛生法等の法的規制を受ける場合にあつては、実績報告までに食品営業許可を受けること。
 - イ 飲食施設については、地域の農業者もしくは林業者から食材供給が行われ、それらを提供することが見込まれる施設整備に限る。

第4 補助対象経費

(1) 農林家民泊

関連法令	補助対象経費
食品衛生法	冷蔵庫、食器洗浄機等
消防法	消火器、火災報知器、防火カーテン、防火絨毯、誘導標識等
旅館業法	布団、枕、シーツ、枕カバー、浴衣等 台所、浴室、トイレ等の改修（客との共用部分） ※以下の経費は認めない ・共用部分であっても、宿泊部屋以外の玄関や屋根等の改修は認めない。 ・快適装備（客室のテレビ、エアコン、洗濯機等）
関連法令の改正により整備が必要と認められる経費	
農林家民泊運営に係る体験農園等の整備	

(2) 地区推進

ア 補助対象となる経費は、事業実施者が要綱に規定する取組を行ううえで必要となる報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費とする。

イ 事業実施者の経常的な運営に関する事務費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等）は、補助対象としない。

附 則

- 1 この実施基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 地域活性化アグリビジネス支援事業実施要領（平成25年4月1日施行）は、廃止する。